

発行: 帯広市  
編集: 政策推進部広報秘書室広報広聴課  
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地  
電話(0155) 24-4111  
FAX(0155) 23-0151  
<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

掲載情報は11月13日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、掲載内容や行事などの日程が変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に  
さらなるご協力をお願いします 10頁

●感染症が疑われる場合 3頁  
詳細は該当ページをご確認ください。

## 冬の暮らしを守るため 除雪にご協力を!



除雪作業を安全かつスムーズに進めるため、市民の皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ 道路維持課(南町南6線46、道路車両センター内、☎48・2322)

除雪に関する  
詳細はこちら



### 市民の皆さんへ 5つのお願い

#### 1 路上駐車をしない

道路上に1台でも路上駐車されていると、周辺の除雪ができなくなります。



#### 2 歩道上に物を置かない

障害物があることで、歩道上の除雪が不十分となり、通行の安全を確保することが困難となります。



#### 3 除雪車に近づかない

除雪車の周囲は、運転手からは見えづらく、大変危険です。絶対に近づかないでください。



#### 4 深夜の除雪にご理解を

除雪作業は、通勤や通学に支障がないように、夜間から早朝の約10時間で行います。騒音や振動などご迷惑をお掛けしますが、ご理解ください。



#### 5 玄関先や車の出入り口の除雪は各家庭で

夜間から早朝までの短い時間で生活道路を除雪するには、雪を道路の両側に振り分けるしかありません。玄関先などの除雪に、ご協力をお願いします。



#### 出動の目安は 10センチから

除雪車の出動は、10～15センチメートルの積雪を目安に、天候の状況や予報などを考慮して判断します。そのため、10センチメートルを超えるような降雪があっても、積雪状況によっては除雪作業を行わないときがあります。(次頁の除雪作業スケジュールを参照)

# 皆さんの除雪作業をサポートします

市では、生活道路の除排雪を支援するための制度を用意していますので、ご利用ください。

## パートナーシップ除雪事業補助金

パートナーシップ除雪事業補助金は、町内会が主体となって行う除排雪事業を補助するものです。町内会からの申し込みに限ります。事業を実施する前に、道路維持課まで申し込みください。

詳細は、表をご覧ください。  
申込期限 12月14日(月)

## 小型除雪機貸出制度

町内会に対し、手押し式の除雪機を貸し出します。申請する町内会は、帯広市町内会連合会が代表者となって契約する町内会活動中傷害保険に加入済みであることが

必要です。

貸出実施期間 12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

貸出期間 2週間以内(1シーズンにつき1回)

貸出台数 1町内会当たり1台  
使用料 無料(燃料費および保険料は申請者負担)

申込期限 11月30日(月)  
※募集期間終了後も空き状況によっては使用できる場合もありますので、詳細は道路維持課まで問い合わせください。



小型除雪機

表 パートナーシップ除雪事業補助金の種類

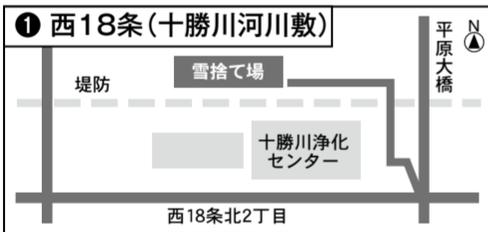
項目	内容	補助限度額
小型除雪機購入補助	小型除雪(融雪)機を購入するときの費用の半額を補助	22万円以内
小型除雪機借上補助	小型除雪機を所有する個人から機械を借りて除雪するときの費用の半額を補助	4万8000円以内
パートナーシップ排雪	業者に依頼して排雪するときの費用の半額を補助	1キロメートル当たり38万円以内
町内あき地利用	排雪する雪捨て場として、あき地を賃借するときの費用の半額を補助	2万円以内/年

### すべり止め用焼き砂を配布しています

生活道路など滑り止め用に、以下の市内4カ所で焼き砂を配布しています。平日9時から17時の間で、ご自由にお持ちください。

①東部除雪センター	☎23・2017 東4条南16丁目18-3、鉄道高架下
②北部除雪センター	☎37・2054 西23条北2丁目17-5、十勝舗道内
③中央部除雪センター	☎33・2002 西17条南5丁目5-1、旧南商高校跡地(北東側)
④道路維持課	☎48・2322 南町南6線46番地4、陸上自衛隊帯広駐屯地北門手前

除排雪で出た雪を無料で持ち込めます。  
開設期間 令和3年3月31日(水)まで  
※事前連絡不要



雪捨て場を利用してください

## 除雪作業の問い合わせは、お住まいの地区の除雪センターへ

市内を7つの地区に分け、除雪センターを設置しています。市道の除雪は、各地区の除雪センターへ問い合わせください。

①東部地区	☎23・2017	東4条南16丁目18-3
②北部地区	☎37・2054	西23条北2丁目17-5、十勝舗道内
③中央部地区	☎33・2002	西17条南5丁目5-1
④西部地区	☎34・2003	南町南7線56、帯広の森陸上競技場内
⑤南部地区	☎47・3014	南町南7線56、帯広の森野球場内
⑥川西地区	☎23・2037	東1条南23丁目8、十勝道路内
⑦大正地区	☎23・2036	西1条南29丁目17、タイキ工業内

除雪センター区域図



# 除雪作業スケジュール

## 1 気象予報確認・パトロール

～夜7時

出動の目安は降雪10～15センチメートル

天気予報などを総合的に考慮して判断します。

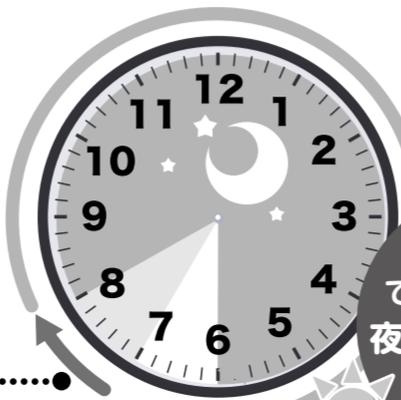


### ⚠️ こんなときは除雪を行わない場合もあります

- \* 明け方からの急な降雪で、除雪作業が朝の通勤・通学の混雑時間に重なると思われるとき
- \* 降った雪がすぐに溶けると思われるとき
- \* 降った雪がすっかり踏み固まっているとき
- \* 地吹雪による視界不良などで、作業の安全が確保できないとき

## 2 作業計画・出勤準備

夜7時～夜8時



主に除雪ができる時間帯は夜間から早朝の10時間

## 3 除雪作業

夜8時～朝6時

### 除雪作業は「時間との闘い」

市が除雪する道路は、歩道も合わせると約1800キロメートル!(帯広市から鹿児島県屋久島までの距離) この距離を夜間から早朝の10時間で除雪しなければなりません。

